

障害を理由とする差別に関する相談の流れについて

① 障害のある人、その家族・支援者、事業者等からの

相談の受付

【相談支援課、人権・男女共生課、各課、基幹相談支援センター、
障害者相談支援事業所等】

相談者が選ぶ窓口で相談を受け付け、相談の流れについて説明します。
受付後、相談を受けた窓口と相談支援課、人権・男女共生課で今後の方向性
について話し合います。

② 事実の確認

相談内容に関する情報を、事前にできるだけ集めます。公開資料や法律や
制度、主務大臣の対応方針（ガイドライン）などについても確認します。ま
た、相談事案の当事者双方に対して聴き取りなどを実施します。

③ 対応方針の検討（検討会議の開催）

確認した事実をもとに、事案への対応方針について検討会議を開催します。
必要に応じて関係機関に出席を要請し、助言・調整案を検討します。検討
会議では、事実確認の結果に基づく問題点の整理や、今後の対応の必要性
及び対応方法の検討をします。（対応が難しい事案のうち、相談内容が広域
にわたるものや技術的助言が必要なものについては、大阪府の広域支援
相談員（※1）への支援要請を検討します。また、あっせんの対象になら
ない個人等が相手方となる場合は、差別事象検討部会（※2）の開催を検討
します。）

※1 おおさかふこういきしえんそうだんいん しょうがい ひと じぎょうしゃ そうだん おう
大阪府広域支援相談員：障害のある人や事業者からの相談に応じる
とともに、しちょうそん う そうだんじあん かいけつ しえん じよげん
市町村が受けた相談事案の解決を支援するための助言・
ちょうさ ちょうせいとう じっし
調査・調整等を実施します。

※2 さべつじしょうけんとうぶかい いばらきしじんけんようごたいさくすいしんいんかい せんもんぶかい ほんし
差別事象検討部会：茨木市人権擁護対策推進委員会の専門部会。本市で
はっせい さべつじしょう ちょうさ けんとう ちょうないかんけいしよくいん こうせい
発生した差別事象について調査・検討します。庁内関係職員で構成さ
れています。

④助言・調整の実施

じあん たんとうしゃ そうほう たい じよげんおよ ちょうせい じっし
事案の担当者が双方に対して助言及び調整を実施します。
こうい かのうせい かぎ く かせ
(合意の可能性がある限り、③と④を繰り返す。)

こうい いた ばあい そうだんたいおう しゅうけつ さべつかいしょうしえんきょうぎかい じあん
⑤合意に至った場合、相談対応は終結し、差別解消支援協議会で、事案の
きょうゆう いけん こうかんとく おこな
共有や意見交換等を行います。

こうい いた ばあい しょうがい ひと かぞく こうけんにん しょうがい
⑥合意に至らなかった場合、障害のある人やその家族、後見人は、障害のあ
ひと い はん かぎ じぎょうしゃ あいてがた しちょう たい とうがいじあん
る人の意に反しない限り、事業者を相手方として、市長に対して当該事案の
かいけつ もうした
解決のためのあっせんの申立てをすることができます。
た ほうれいとう かいけつ じあん のぞ
(他の法令等で解決できる事案は除きます。)